

## 核兵器禁止条約発効確定記念ービキニ被災船員・遺族への贈り物

2020年11月26日

太平洋核被災支援センター

2021年1月22日の核兵器禁止条約発効を前にして、全く何の保障もされていないビキニ被災船員・遺族の方に支援者からの記念の贈り物を届けることにしました。核兵器禁止条約第6条には、「核実験被災者の救済」が記述されていますが、日本政府はいまだに条約を批准せず、放置された核実験被災者の救済を日本政府に求める署名活動とともに被災者訪問に取り組みます。

2020年2月のビキニ労災訴訟準備から現在まで、全国から太平洋核被災支援センターに450万円を超える支援資金が寄せられています。資金の大半は8名の弁護団の活動費や調査・研究費に使用予定であり、まだ目標に達していません。しかし、最初の国賠訴訟から原告の被災船員6名・遺族1名が病死し、無念の思いをしました。高齢で闘病生活を強いられている被災船員の方、また夫や父親を亡くして厳しい生活に立ち向かっている遺族の方に少しでも励ましの気持ちを伝える具体的な支援をしたいと思います。すでに、出来上がった「沙織織」の手作りマフラーに加えて、1人住まいの被災船員・遺族の方が多いこともあり、健康的で長持ちする地元の食品中心（黒にんにく、シジミ味噌汁パック・削り節、四万十ノリ振りかけ、直七、ひがしやま、お米など）、1人約7000円相当の贈り物を準備中です。

高知県を室戸・高知・幡多の3地域にわけて、元・現原告約40人の方にお届けする予定です。幡多は、12月2日から開始し、宿毛地区は、5日15:00内外の浦集会所に5名の遺族に来ていただき、核兵器禁止条約発効の報告と核兵器禁止条約の批准要請署名やビキニ労災裁判の高知地裁での応訴を求める署名の依頼をし、贈り物をお渡しする予定です。

ご協力ありがとうございました。引き続き支援よろしく願いいたします。